

川崎市公告第396号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します

令和8年2月6日

川崎市長 福田 紀彦

1 業務名

川崎市緑の基本計画改定に向けた支援業務委託

2 履行期間

契約日から令和10年3月15日まで

3 履行場所

川崎市内

4 業務概要

(1) 業務目的

本業務は、「緑の基本計画」改定に向けた考え方を踏まえ、多種多様な課題の解決と社会状況の変化に対応した川崎市緑の基本計画の策定を支援することを目的とする。

(2) 業務内容

ア 緑被率等の現況調査（令和8年度分）

市内の自然的環境の分布状況及び緑被率を算定するための調査を実施すること。本市においてはこれまで航空写真から300 m²以上の樹林地を判読することにしていたが、国が示した緑被率に関わる指標を作成するため、衛星写真もしくは航空写真を使用し、樹木や草等の植物により覆われた土地及び水面等を判読し、市域面積に対する緑被率を算定すること。（使用するデータの撮影時期は、4月～10月頃の葉が展葉した時期とすること。また、最小単位については、使用するデータの解像度によるが、7 m²以上（樹高3mの高木による樹幹の被覆を想定。）の樹木のまとまりの把握を想定している。）なお、ネイチャーポジティブに関わる指標として使用することを前提に2020年のデータとの比較が可能なデータを使用すること。また、本市の過年度の樹林地の調査結果とG I S上で重ね合わせることで、データの精度比較を行うものとする。

イ 多種多様な課題・複雑な社会情勢における施策の見える化（令和8年8月まで）

令和7年度の緑の基本計画改定に向けた考え方において整理したとおり、現在直面している課題は、多種多様であり、取り巻く社会情勢も複雑であることから、本市の総合計画と合わせて示した「川崎市みどりの将来像」を実現するためには、システムックデザイン手法など現在みどりがおかれている状況を俯瞰した上で、課題解決策を検討することが必要であることから、システムックデザインツールキット等を用いて、全体像を整理すること。なお、整理にあたっては、既存の課題整理や市職員のヒアリ

ングに加え、次のワークショップ等を開催しながら検討することを想定している。

- ・行政内ワークショップ（6～7人 2回）
- ・ステークホルダーウORKSHOP（6～7人 2回）
- ・市民参加型ワークショップ（ボードゲーム型等を想定 20名 3か所）

ウ 緑の基本計画（素案）の作成（令和9年3月まで）（令和8年度分）

前項における見える化を踏まえ、本市のみどりの都市構造の骨格となる緑の拠点、回廊を位置づけ、生物多様性の保全・回復に向けた方針、さらにこのみどりに関わる多様な主体の取組をグリーンコミュニティの形成として位置付け、次の事項を網羅した計画素案を環境審議会自然共生部会の意見、答申を踏まえ、令和9年3月までにとりまとめるものとする。

（ア）緑の将来都市構造の検討

令和7年度にとりまとめた改定に向けた考え方や将来像イメージを踏まえ、その実現にむけて目指すべき緑の配置やネットワークの姿を具現化する。なお、本検討は、現在改定を進める都市計画マスタープランへの記載することを予定していることから、記載内容や図面等については、まちづくり局との調整を踏まえること。

（イ）都市公園の整備及び管理方針の検討

身近な公園の配置や機能に関わる課題に関わる検討を踏まえ、今後の配置及び整備方針等を検討すること。また、市が別途検討する魅力的な公園整備や全天候型遊び場に関わる検討を踏まえること。また、パークマネジメント方針を踏まえ検討中である公園リニューアル方針についてももりこむこと。なお、公園施設長寿命化については、資産マネジメントの観点から総量のあり方を検討した上で施設の最適化に向けた考え方を検討し、安全・安心な公園に向けた方針を検討すること。

（ウ）緑地の保全・活用に関する施策の検討

「川崎方針」と呼ばれる緑地保全施策について市民の安全・安心への対応と緑の質の向上を実現できる取組として検討すること。なお、特別緑地保全地区を頂点とする施策から、民の力を活かした施策展開も含めて検討すること。

（エ）緑化重点地区及び当該地区における緑化の推進施策の検討

緑化重点地区の位置付け及び当該地区における緑化施策について、本市のまちづくりの拠点づくりを踏まえ、官民連携も含めて検討すること。

（オ）みどりの方針や目標、区分計画などの整理

素案とりまとめにあたって、現計画を踏まえて継続すべき事項については、更新した上で記載すること。

（カ）施策の実現に向けたパイロット事業の位置づけ及び進行管理の検討

前項4（2）イ 多種多様な課題・複雑な社会情勢における施策の見える化の

成果を踏まえ、本計画の実現に向けて条例や制度に関わる課題整理と対応方針を検討し、スケジュール案を作成すること。

エ 審議会等の運営支援（令和8年度分）

本改定については、環境審議会での審議を想定しているため、この会議に必要な資料の作成や会場運営（オンライン会議に必要な機材等を含む）を行うこと。

※ 川崎市環境審議会（1回）自然共生部会（5回）

オ 打合せ協議（令和8年度分）

打合せは、初回時、中間時（4回）、納品時の計6回を基本とするが、必要に応じて適宜行い、発注者受託者の綿密な連携を行う。

また、打合せ・協議結果については、打合せ記録簿として整理し、発注者受託者双方で協議内容とその結果を確認できるようにする。

カ 緑の基本計画（案）のとりまとめ（令和9年度分）

令和8年度に作成した素案をもとに、各会議やオープンハウス、パブリックコメント等の意見を反映し改定案としてとりまとめるとともに、概要版の作成を行う。

なお、改定案の作成にあたっては、冊子デザインを工夫するとともに、イラストを用いたわかりやすい計画書とすること。

キ オープンハウスの運営支援（令和9年度分）

市民意向を聴取、反映するために、オープンハウスを実施する。実施にあたっての企画検討、当日運営、成果取りまとめ及びその反映に関して支援を行う。なお、市内各地で合計3回の開催を想定している。

ク トークイベントの開催（令和9年度分）

緑の基本計画の普及・啓発に向けた100人程度の集客を見込むトークイベントについて企画・運営支援を行う。なお、開催場所は、川崎市役所前広場を想定しているが、手配等は市で行う。

ケ 打合せ協議（令和9年度分）

打合せは、当初、中間（2回）、納品時の計4回を基本とするが、必要に応じて適宜行い、発注者受託者の綿密な連携を行う。

また、打合せ・協議結果については、打合せ記録簿として整理し、発注者受託者双方で協議内容とその結果を確認できるようにする。

5 事業委託料（参考）

事業委託料は、次の金額を上限とする。

25,993,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

6 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（1）川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間

中でないこと

- (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和7・8年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「造園」に登録されていること（参加申込時点で業者登録中〔申請中含む〕であり、かつ契約時点で業者登録されることを条件に、資格要件は満たしているものとする。）
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること

7 担当部局

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課 緑の基本計画担当 鈴木
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（本庁舎17階）

電話 044-200-1202（直通）

FAX 044-200-3973

電子メール 53mityo@city.kawasaki.jp

受付時間 午前8時30分～午後5時（閑庁日及び正午から午後1時を除く。）

8 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

(1) 公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書の公表については、「入札情報かわさき」へ掲載する。なお、様式についても併せて掲載する。

(2) 公表開始日

令和8年2月6日（金）

9 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「6 参加資格」を確認のうえ、次の提出書類を提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により1部提出

(1) 提出期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月13日（金）12時まで

（郵送の場合は令和8年2月13日（金）必着）

※受付時間：午前8時30分～午後5時（閑庁日及び正午から午後1時を除く。）

(2) 提出場所

「7 担当部局」のとおり

(3) 提出書類

参加意向申出書（様式1）

(4) その他

参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を送付す

る。

1 0 質問書の受付・回答

(1) 受付方法

質問書（様式2）に質問内容を記載し、「7 担当部局」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付

(2) 受付期間

令和8年2月16日（月）から令和8年2月19日（木）午後1時まで

(3) 回答方法

令和8年2月20日（金）17時までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答する。

1 1 企画提案書等の提出

次の期日までに、必要書類を提出

(1) 提出期間

令和8年2月24日（火）から令和8年3月10日（火）午後5時まで

（郵送の場合は令和8年3月10日（火）までに必着）

※受付時間：午前8時30分～午後5時（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

(2) 提出書類（ア～オはすべて任意様式）

ア 企画提案書（パソコンによる閲覧を想定しているため、向きは横を基本）
20ページ以内とする。

イ 実施体制及び配置予定人員

ウ 見積書

エ 業務実績表

オ 会社（団体）概要書（パンフレット等）

(3) 提出部数

ア PDFデータ

（書類ごとにファイルを作成し、ファイル名を「業者名_書類名」とする。）

例：株式会社〇〇_企画提案書.pdf

イ 見積書：原本（紙）を1部（押印あり）

(4) 提出方法

ア 別途指定するLogoフォームにアップロードし、送信

指定Logoフォーム <https://logoform.jp/f/wJGRg>

イ 見積書原本は、令和8年3月13日（金）までに「7 担当部局」へ持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）

(5) 留意点

ア 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできない。

イ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書

の内容すべてが契約に反映されるとは限らない。

ウ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがある。

1.2 審査方法

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、川崎市緑の基本計画改定に向けた支援業務委託プロポーザル評価選考委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

(2) 審査日及び場所等

ア 審査日時（予定）

令和8年3月16日（月）から令和8年3月19日（木）のうち、指定の日時

※日時は調整の上、個別に連絡する。

イ 審査場所（予定）

川崎市役所本庁舎

※場所は調整の上、個別に連絡します。

ウ 審査環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクタ、HDMI コード以外は、全て提案者が用意すること。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は3名以内とし、説明や質疑に対する応答はいずれかの者が行うこととする。

(3) 審査基準

本業務の受託候補者の選考については、参加者から提出された提案書に基づき、次の選考基準により審査する。

ア 業務目的・内容の理解度

(ア) 理解度

川崎市緑の基本計画の改定目的や意義などを理解しているか。

(イ) 知識・能力

川崎市緑の基本計画改定業務に必要な知識、能力が十分備わっているか。

(ウ) 積極性

本業務に積極的に取り組む姿勢がみられるか。

イ 事業実施体制

(ア) 組織体制

緑の基本計画の改定業務の経験を有した人員を配置するなど円滑に実施できる人員を適切に配置しているか。

(イ) スケジュール

履行期限までに業務が完了するような適切なスケジュールとなっているか。

ウ 企画・提案力

(ア) 企画力

これまでの知識や経験を活かした積極的、独創的な提案になっているか。

(イ) 調査手順・方法

多種多様な課題・複雑な社会情勢における施策の見える化について効率的・効果的な調査手順・方法が提案されているか。

(ウ) 実現性

緑の基本計画の取りまとめについて、業務項目に沿った具体的な提案となっているか。

(エ) 冊子デザイン

委託の成果品となる基本計画の冊子デザインについて具体的な提案となっているか。

(オ) 資料作成

提案書の文章、レイアウト等が分かりやすく、伝わりやすい表現、デザインになっているか。

エ 実績評価

本市や他の自治体等での類似実績が十分と判断できるか。

(4) 受託候補者の特定

評価委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として選定する。なお、基準点を総合得点の60%とし、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者とする。

(5) 受託候補者選定結果通知（予定）

令和8年3月23日（月）

1.3 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失する。

- (1) 契約日前に「6 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

1.4 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否
市指定の契約書により、必要とする。

（4）契約保証金

川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条各号に該当する場合は免除となるが、それ以外の場合は契約金額の10パーセントを納付する必要がある。

（5）当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要する。

（6）その他詳細について

詳細については、「川崎市緑の基本計画改定に向けた支援業務委託プロポーザル実施要領」を参照すること。